

## 株式会社メクゼス マージン率の公開

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条 第5項）

派遣労働者	18名(2025年3月末)
派遣先事業所数	9社
マージン率	25.3%
派遣料金の平均額	32,469円(1日8時間あたり換算)
派遣社員の賃金の平均額	24,252円(1日8時間あたり換算)
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ研修実施
労使協定の締結の有無	有(労使協定方式)
協定労働者の範囲	全ての派遣労働者
協定書の有効期間終期	2026年3月31日

### 備考

- ・数値は2025年度3月決算後の事業報告書に基づくものとなります。
- ・マージン率には、雇用主として負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険などの保険料、派遣社員の有給休暇相当分の賃金、健康診断、研修費用、及び派遣担当者の人件費、募集広告費、管理費などの諸経費が含まれており、残りが会社の営業利益となります。